基本財産を担保提供するとき

土地の購入や施設の整備、運営費の確保を目的に資金を借り入れる際、基本財産を担保として提供する場合があります。

基本財産は、社会福祉法人が事業を行うために必要な財産であるため、担保提供(=抵当権の設定)にあたっては、抵当権が行使された場合の影響が大きいため、所轄庁の事前承認を受ける必要があります。

1. 手続きの流れ

【事前相談】

独立行政法人福祉医療機構以外からの借入が必要となる計画が整ったところで、 県へご相談ください。

【理事会の開催】基本財産の担保提供及び評議員会招集事項の決議

理事会で、議決に加わることができる理事の過半数の同意を得る。 [注意] 租税特別措置法第40条の規定の適用を受ける法人の場合は、 理事の3分の2以上の同意が必要です。

【評議員会の開催】基本財産の担保提供の決議

評議員会で、議決に加わることができる評議員の過半数の承認を得る。

【県へ申請】

県知事(所管課)あてに、必要書類を2部(正本、副本)提出する。⇒裏面参照

※ 担保提供承認申請対象となる土地や建物が、所有権の 取得登記や新築建物の保存登記を前提としている場合 は、登録免許税法第4条第2項の規定により、登録免許 税が非課税となる規定があります(別紙参照)。

【契約・登記】

県知事の承認書受理後、抵当権設定登記を行う。

2. 留意事項

- 法人の事業と無関係の目的で、基本財産を担保提供することはできません。
- 根抵当権の設定は認められません。
- 次の場合は、神奈川県知事の承認を必要としません。
 - ・独立行政法人福祉医療機構に対して担保を提供する場合
 - ・独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して担保を提供する場合
 - (法人の定款に明記されている場合)

社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産 を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁(当該施設を所管する自 治体の施設所管部局)による意見書を所轄庁に届け出た場合。

基本財産担保承認申請書類一覧

<mark>いずれも2部提出してください。</mark>

		区 分	施設建設等 及び不動産 購入資金 の借入	運営(運 転)資金 の借入	担保 物件の 変更	担保 物件の 変更 ^(軽易なもの)	備 考
1	申請書		\circ	0	\circ	0	(別紙)様式4
2		兵会及び評議員会議 (写)	0	0	0	0	原本証明が必要 当該申請に係る議案も添 付
3	財産	目録	0	0	0	0	直近の会計年度のもの
4	不動	産登記事項証明書	\circ	0	\circ	0	原本(1部は写しでも可)
5	資金計画書		0	0	0	0	借入金の使途についての 計画書
		補助金等の決定(内 示)通知書の(写)	0	1	0	1	原本証明が必要
	資	助成金等の決定(内 示)通知書の(写)	\circ	_	\circ	_	原本証明が必要
6	資金計画関係書類	自己資金の贈与契 約書(写)	0		0		原本証明が必要
6		身分、印鑑登録、残 高証明書	0	_	0	_	原本証明が必要
		法人本部会計等の 決算書	0	0	0	_	
		借入金決定通知書(写)等	0	0	0	_	原本証明が必要
7	償還	計画表	0	0	0	0	
	償還	償還財源贈与契約 書(写)	0	0	0	_	原本証明が必要
8	財 源	身分、印鑑登録、所 得証明書	0	0	0	_	原本証明が必要
	関係	各種補助要綱	0	0	0	_	
9	工事関係見積書契約書(写)、領収書(写)		0	_	0	_	原本証明が必要
10	売買関係見積書契約書 (写)、領収書(写)		0	_	0	_	原本証明が必要
11	図面(担保物件を色分けすること)		0	0	0	_	平面図·配置図
12	事業計画書		0	0	_	_	借入金を事業等に充当 する場合

			基本財産担保提供承認申請書	
н	主たる事務の 所 在			
申請者	ふ り が 名	な 称		
	理事長の氏名			
	請 年 月	日		
資金借入れ				
借事				
入業				
金ので概				
行要う				
資金計画				
	借入先			
担る	借入金額			
保借 提供 に 係	借入期間			
	借入利息			
	償還方法			
	償還計画			
担保物件				

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙(大きさは、日本工業規格A列4番とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 償還計画の欄には、償還についての年次計画を記載するとともに、その償還財源を明記すること。
- 4 担保物件の欄には、担保に供する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びにその具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びにその具体的な用途を記載すること。なお、既に担保に供している物件をさらに担保に供するときは、その旨を附記すること。
- 5 この申請書には、次の書類を添付すること。
- (1) 定款に定める手続を経たことを証明する書類 (理事会及び評議員会の議事録及び当該議案)
- (2) 財産目録
- (3) 償還財源として寄付を予定している場合は、法人と寄付者の間の贈与契約書の写
- 6 申請書は、正副各1通とすること。
- 7 資金借入れ以外の理由で、基本財産を担保に供する場合には、この様式によらないで、適宜申請書(左横書きとし、用紙は日本産業規格 A列4番とする。)を作成すること。
- 8 記名押印に代えて署名することができる。

別紙

社会福祉法人が行う社会福祉事業用財産取得時の登録免許税非課税証明について

社会福祉法人が社会福祉事業を行うことを目的に取得した土地・建物については、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が証する書類を添付すれば、登録免許税が非課税になります。

※ 神奈川県所管の法人であっても、申請不動産の所在地が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市や県外である場合には、当該不動産の所在地を所管する行政庁へ申請してください。

1. 提出する書類

(1) 登録免許税法別表第3の10の項の<u>第3欄の第○号</u>に掲げる登記に係る証明願」(様式1)

2部(正本、副本)

(注) 種別により様式が異なります 高齢、障害関係:第3欄の第1号 保育園の場合:第3欄の第3号 認定こども園の場合:第3欄の第4号

2. 添付資料

添付書類 備考							
添付書類 (1) 当該不動産の登記事項証明書(全部事項証明書) 新築した建物に関する証明願いの場合は、建物が竣工して表示登記 完了した後に、建物の「保存登記」を行います。 この「保存登記」の申請時に納付する「登録免許税」について非課税 の扱いを受けるために「証明願」を申請していただきます。 よって、表示登記完了後に取得した全部事項証明書が必要となります。							
(2)誓約書	(2)誓約書						
(3) 当該不動産の使用 権限を証明する書類	売買により 取得する場合	・当該不動産の売買契約書の写し ・当該売買契約の代金領収書の写	原本証明が 必要				
法人の所有であることを確認するために、 契約書と領収書を求めます。	建築により 取得する場合	・当該不動産の建築に係る工事語の写し・当該工事請負契約の代金領収書	※ 領収書の写しは、支払い済みのものだけで可。				
(4) 当該不動産の図面	建物の場合	・建物の各階平面図(竣工図) ・各階の間取りが判るもの	社会福祉	业事業の る部分を			
, , =	土地の場合	・土地の公図の写し等 確認しま					
(5) 理事会議事録その 他当該不動産の取得 目的を証する書類	原本証明が 必要						

注意事項

- ・ 今回、非課税に係る証明願いの対象となる不動産を担保に、WAM以外から資金を借入れる場合、当該不動産に「抵当権の設定」登記が必要なので、設定の登記も同時に申請されます。
- ・ この場合、「所轄庁の担保提供承認」が無いまま、抵当権の設定登記がされてしまうと、 法第45条の13第4項第1号に定める「重要な財産の処分」に関する手続きを経ずに、登記 されることとなり、抵当権を設定する金融機関等としても、「法令に抵触する」として法令 遵守の立場から、対応が困難になります。
- ・ よって、所轄庁へ「担保提供承認申請」を必ず、同時に行ってください。

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に掲げる登記に係る証明願(高齢、障害用)

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に掲げる登記に係る証明願

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税措置を受けるため、下記の不動産に係る登記が同法別表第3の10の項の第3欄の第1号に該当することについて、同法施行規則第3条第1号の規定により証明くださるよう申請します。

記

証明か	所	在	地番又は 家屋番号	地目又は建物の種類・構造	地積又は 床 面 積	具体的用途
を受						
け						
ょ						
う						
と						
す						
る						
不						
動						
産						

※ 上記の表に記載する不動産の各項目は、添付する「登記事項全部証明書」に記載されているとおりに記載してください。

上記不動産に係る登記は、登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に該当することを証明します。

令和 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

- 1 この証明願には、次ページに記載した書類を添付すること。
- 2 証明願のみ正副として2部提出すること。

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第3号に掲げる登記に係る証明願(保育園用)

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第3号に掲げる登記に係る証明願

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税措置を受けるため、下記の不動産に係る登記が同法別表第3の10の項の第3欄の第3号に該当することについて、同法施行規則第3条第3号の規定により証明くださるよう申請します。

記

証明	所	在	地番又は 家屋番号	地目又は建物の種類・構造	地積又は 床 面 積	具体的用途
を						
受						
け						
ょ						
う						
논						
す						
る						
不						
動						
産						

※ 上記の表に記載する不動産の各項目は、添付する「登記事項全部証明書」に記載されているとおりに記載してください。

上記不動産に係る登記は、登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第3号に該当することを証明します。

令和 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

- 1 この証明願には、次ページに記載した書類を添付すること。
- 2 証明願のみ正副として2部提出すること。

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第4号に掲げる登記に係る証明願(認定こども園用)

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第4号に掲げる登記に係る証明願

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税措置を受けるため、下記の不動産に係る登記が同法別表第3の10の項の第3欄の第4号に該当することについて、同法施行規則第3条第4号の規定により証明くださるよう申請します。

記

証明	所	在	地番又は 家屋番号	地目又は建物の種類・構造	地積又は 床 面 積	具体的用途
を						
受						
け						
ょ						
う						
ک						
す						
る						
不						
動						
産						

※ 上記の表に記載する不動産の各項目は、添付する「登記事項全部証明書」に記載されているとおりに記載してください。

上記不動産に係る登記は、登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第4号に該当することを証明します。

令和 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

- 1 この証明願には、次ページに記載した書類を添付すること。
- 2 証明願のみ正副として2部提出すること。

記入の注意事項

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第〇号に掲げる登記に係る証明願

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

(職) 所在地 法人名 代表者

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第○号に掲げる登記に係る証明願

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税措置を受けるため、下記の不動産に係る登記が同法別表第3の10の項の第3欄の第○号に該当することについて、同法施行規則第3条第○号の規定により証明くださるよう申請します。

記 地番又は 地目又は建物 地積又は 証 所 在 具体的用途 家屋番号 の種類・構造 床面積 眀 を 【土地】 受 ・所在と地番は、土地の数(筆)ごとに「字」名も け 含めて記載してください。 【具体的用途】 ょ 特別養護老人ホーム「○○○」の敷地など社 Š 会福祉事業の用途で使用することを明示してく と ださい。 す 【建物】 【土地】 ・所 在:申請する建物に関する土地の所在、例えば3筆 る ・地目:「宅地」「雑種地」等、筆ごとに記載してください。 に関係して申請建物が建築されていれば、3筆分の所在 不 ・地積: 雑種地等は、登記面積が小数点以下は切捨てられる と地番を「字」名も含めて、登記に記載されたとおり ので、登記に記載されているとおり 記載してください。 動 記載してください。 【建物】 産 ・家屋番号:登記簿の中に「家屋番号」という項目がある ・種類・構造:登記に記載されたとおり 記載してください。 ので、その番号を記載してください。 ・床 面 積:各階ごとに記載してください。

上記不動産に係る登記は、登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第○号に該当することを証明します。

令和 年 月 日

この日付は、県で記載するので 空欄のまま提出してください。

神奈川県知事 黒岩 祐治

- 1 この証明願には、次ページに記載した書類を添付すること。
- 2 証明願のみ正副として2部提出すること。

様式例(用紙の大きさは、日本工業規格A列4版とする。)

The start of the s	· ,
誓 ;	約 書
このたび証明を受けた財産については、	木注 受入後、演わかに其木財帝に媧
り入れる手続をすることを誓約します。	不拉入文人权、还(13°10至49月至100米
令和 年 月 日	
所在均	<u>也</u>
法人名	
代表者	
	(署名 又は 記名押印)
かった III 目 をp まま 見 !!!	
神奈川県知事殿	